

無線LAN環境整備事業
公募型プロポーザル仕様書

平成28年5月

稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ

1. 事業名称

無線LAN環境整備事業

2. 事業の目的

昨今の我が国における外国人観光客の爆発的な増加に比例するように、本市においても外国人観光客は増加傾向にあり、今後の外国人観光客誘致や再訪を促進していくにあたっては、受入体制の充実・強化を図っていくことが重要であるとの認識のもと、市内観光スポットへ無線LAN（Wi-Fi）環境を整備し、外国人観光客の着地後における情報通信手段の利便性向上や観光情報の効果的な発信を行うとともに、防災や福祉分野等、観光以外での利活用の可能性も視野に入れた無線LAN環境を構築する。

3. 整備対象地域（エリア）等

無線LAN環境の整備を希望する対象地域（エリア）等は、以下の5箇所とします。【別紙図面参照】

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 宗谷岬エリア | 《整備対象エリア：屋外》 |
| (2) 大沼野鳥観察館 | 《整備対象エリア：屋内》 |
| (3) ノシャップ岬エリア | 《整備対象エリア：屋外》 |
| (4) 稚内港北防波堤ドームエリア | 《整備対象エリア：屋外》 |
| (5) 稚内公園エリア | 《整備対象エリア：屋外》 |

※ 上記の5箇所はあくまでも無線LAN環境の整備を希望する地域（エリア）等であり、企画提案にあたっては、上記5箇所の整備を必須とするものではなく、提案上限額の範囲内において、5箇所の内、最大限整備できる箇所分についての提案も可とします。

4. 事業期間

契約日から平成28年9月30日までとします。

(※ただし、採用した受託事業者の提案内容により変更する場合があります。)

5. 事業内容

(1) 全般

受託者は、無線LAN環境を整備しようとする対象地域（エリア）等において、無料でインターネット接続を提供できる無線LAN環境の整備を行うとともに、整備にあたって必要な措置を講じるものとします。

(2) 利用環境

- ① 対象地域（エリア）等において、国内通信サービス事業者と契約していない者（外国人観光客含む）でも、無料でインターネットに接続ができること。
- ② 利用規約に同意し、必要な認証手続等を行った利用者に対し、インターネット接続を提供できること。必要な認証手続の方法等については、提案書において明記するものであること。ただし、実際の運用にあたっては、利用者の利便性やセキュリティ等を考慮し、稚内市と協議の上、決定するものであること。
- ③ 認証手続等における認証の画面等は多言語対応であることとし、日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、ロシア語への対応は必須とします。
- ④ 無線LANの接続制限時間及び回数を稚内市が任意に指定できること。
- ⑤ 災害発生時（稚内市が判断する場合を含む）には、利用者登録の有無に関わらず利用者にインターネット接続を開放できるものであること。

(3) サーバ及びネットワーク

- ① 新規に設置又は稚内市の既存設備等を活用し整備を行うこと。
- ② 機器等の設置場所は受託者において確保し、かつ、設置等に要する費用は受託者において負担するものとするが、稚内市の既存施設及び設備等を活用する場合については、稚内市と協議を行い決定するものであること。
- ③ インターネット接続を提供するためのネットワークの構築にあたっては、整備するエリアの状況に応じて、通信速度や信頼性が高く、かつ最適なものを選択すること。
- ④ アクセスログやMACアドレス等をサーバ等（クラウド方式も可）に収集し一定期間保持できるものであること。
- ⑤ VPN網等による独立したネットワークのグループ化も可とすること。

(4) AP（アクセスポイント）

- ① AP（アクセスポイント）は以下の機能を満たしているものとし、提案書には、各項目に対応した条件（機能）を記載すること。空白部分については、特に条件を付さない項目とするが、提案書には記載すること。また、満たしていない項目がある場合については、運用上問題がないことを提案書に記載すること。

項目	条件(機能)
使用可能周波数	2.4GHz 又は 5GHz 若しくは両方に対応しているもの
無線LAN規格	IEEE802.11 a/b/g/n のいずれかに対応
セキュリティ規格	WPA/WPA2 に対応していること
SSID塔載数	
同時接続可能数	30 以上
有効伝達距離	半径 50m程度
消費電力	
外形寸法	
重量	
動作環境	(例) -30℃～60℃
その他機能	(例) プライバシーセパレータ機能の設定可能

- ② 新規に設置又は稚内市の既存設備等を活用し整備を行うこと。
- ③ 機器等の設置場所は受託者において確保し、かつ、設置等に要する費用は受託者において負担するものとするが、稚内市の既存施設及び設備等を活用する場合については、稚内市と協議を行い決定するものであること。
- ④ AP 整備の対象地域（エリア）の環境や特性に応じて、有効伝達距離や電波干渉への対応等を考慮すること。
- ⑤ 屋外へ設置するものについては、台風等の荒天時や冬期間にも対応可能であること。
- ⑥ AP を設置する場所の詳細は稚内市と協議の上決定するものとし、設置にあたっては、安全かつ安定した設置場所、設置方法により施工等を行うとともに、落下未然防止策等を講じること。また、設置場所（箇所）については、景観等を損なわないよう留意すること。
- ⑦ SSID の設定については、現在、稚内市固有の SSID が設定されていないことから、今後、稚内市固有の SSID を設定する可能性も踏まえ、柔軟に対応可能なものであること。

(5) セキュリティ

- ① ウィルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。
- ② 悪意ある第三者からの攻撃への対策として、端末同士の通信を拒否する設定をネットワーク上で行うこと。
- ③ VPN 網等による独立したネットワークのグループ化も可とすること。

(6) 運用管理

- ① 保守点検等の手法や期間等について提案書に記載すること。
- ② 保守対応等に伴う停止を行う場合は、稚内市に事前に連絡し承認を得ること。
- ③ 問い合わせ対応については、利用者専用の窓口を設けることは必須としないが、別途、稚内市からの問い合わせが生じた際は速やかに対応すること。

(7) その他

- ① インターネット利用に関するプロバイダとの契約、ONUの設置及びこれに付随する費用に関しては稚内市にて負担するものであること。
- ② 対象地域（エリア）等における無線 LAN 環境の利用者に対し、積極的な観光情報等の発信ができ、利用者の回遊性が促進できるようなアプリケーション等、連携できる仕組みの提案と、導入に向けた支援を行うこと。(※本プロポーザルにおける実施事業としてではなく、今後の導入に向けた参考として提案すること。)

6. 事業実施に係る提案上限額

委託料の上限額は12,960,000円（消費税含む。）とします。

なお、契約後の委託料額には業務実施に係る全ての費用が含まれるとともに、稚内市との打合せ等に要する費用も含むものとします。

7. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

本件業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するものとします。

(2) 個人情報の保護

本件業務の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、稚内市個人情報保護条例（平成12年条例第48号）及び稚内市個人情報保護条例施行規則（平成13年規則第3号）、その他関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとします。

(3) 守秘義務

本件業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己

の利益のために利用することはできません。業務完了後も同様とします。

(4) 業務の執行における疑義等

業務の執行において不明な点や疑義等が発生した場合、又は本仕様書及び契約書等に定めのない事項については、随時、稚内市と受託者で十分な協議を行い決定することとします。

(5) 契約手続

本プロポーザルは、当該事業を受託することとなる優先交渉権者を決定するものであり、契約手続等に関しては関係法令及び「稚内市契約規則（昭和39年3月31日規則第6号）」によるものとし、その他契約に関し必要な事項等は、契約担当所管である「まちづくり政策部財務課契約グループ」の指示に従うものであること。

8. 損害賠償

- ① 受託者は、その責めに帰すべき理由により、業務の処理に関して稚内市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- ② 賠償すべき損害額は、別途協議のうえ、定めることとします。
- ③ 受託者が業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとします。ただし、その損害の発生が稚内市の責めに帰すべき理由による場合は、稚内市の負担とします。

9. その他

本仕様書及び本件実施要領、又は契約書に明示なき事項または業務遂行上疑義が生じた場合には、両者協議により本業務を進めるものとします。

10. 問合せ先

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号

稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ／担当：阿部

TEL：0162-23-6468【直通】 FAX：0162-23-7999

Mail：kankokoryu@city.wakkanai.hokkaido.jp

無線LAN環境の整備を希望する対象地域（エリア） 5箇所

(1) 宗谷岬エリア



(2) 大沼野鳥観察館

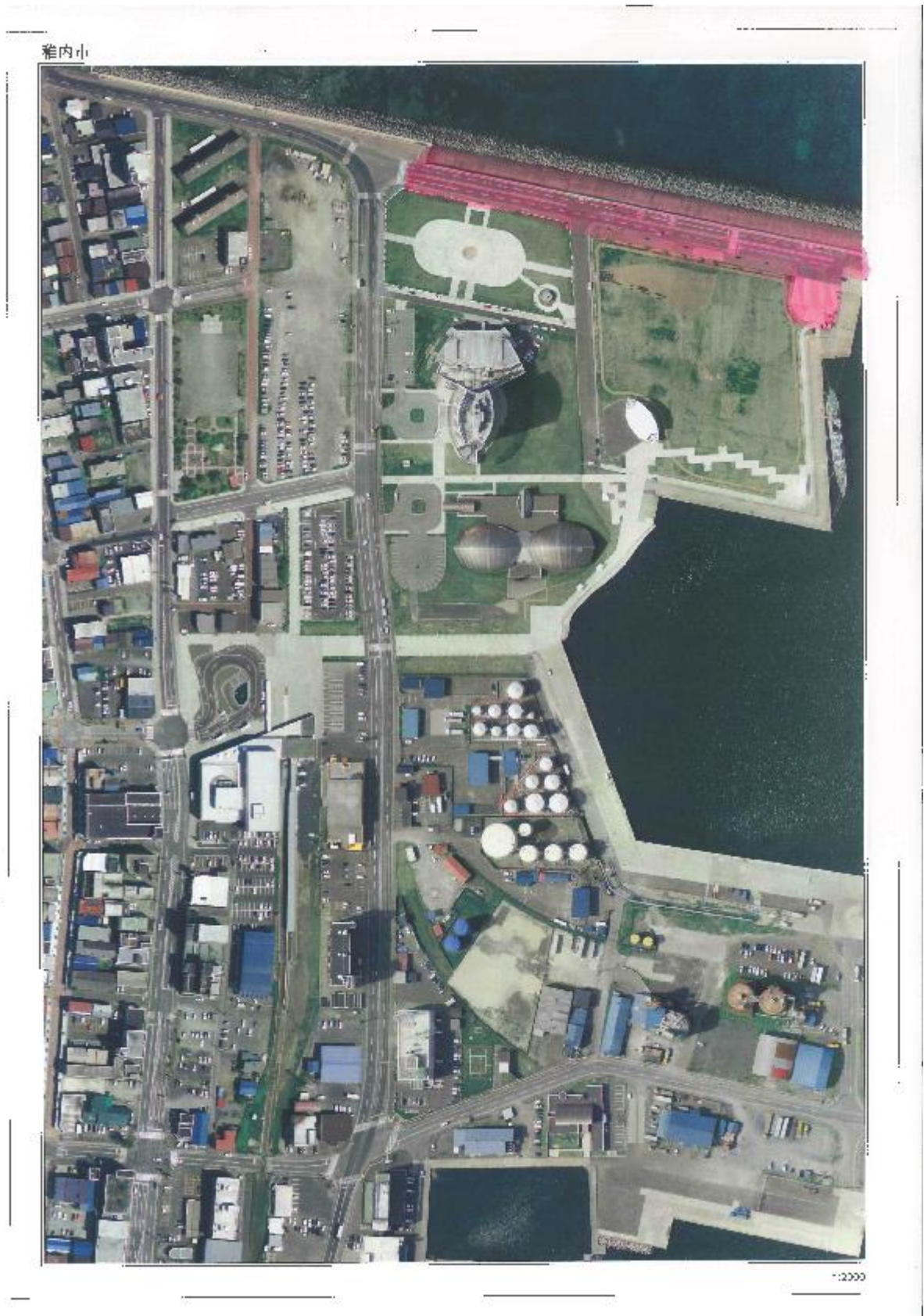


(3) ノシャップ岬エリア

稚内市



(4) 稚内港北防波堤ドームエリア



※写真上、見切れているが北防波堤ドームの全域をエリアとする。

(5) 稚内公園エリア

